

令和 4 年

市議会 4 月臨時会議案

知立市

令和 4 年市議会 4 月臨時会議案

所 管	番 号	案 件
税 務	承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（知立市税条例の一部を改正する条例）
税 務	承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（知立市都市計画税条例の一部を改正する条例）
総 務	議案第 4 3 号	知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
総 務	議案第 4 4 号	知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
総 務	議案第 4 5 号	知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
国 保	議案第 4 6 号	知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
教 庶	議案第 4 7 号	工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（トイレ改修工事（知立中学校））
	議案第 4 8 号	令和 4 年度知立市一般会計補正予算（第 2 号）

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求める。

知立市税条例の一部を改正する条例

（専決第 2 号）

（専決処分書別紙）

令和 4 年 4 月 22 日提出

知立市長 林 郁 夫

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり知立市税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和4年3月31日

知立市長 林 郁 夫



知立市税条例の一部を改正する条例

知立市税条例（昭和４５年知立市条例第５３号）の一部を次のように改正する。

附則第１２条第１項中「１００分の５」の次に「（商業地等に係る令和４年度分の固定資産税にあっては、１００分の２．５）」を加える。

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求める。

知立市都市計画税条例の一部を改正する条例
（専決第 3 号）

（専決処分書別紙）

令和 4 年 4 月 22 日提出

知立市長 林 郁 夫

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり知立市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和4年3月31日

知立市長 林 郁 夫



知立市都市計画税条例の一部を改正する条例

知立市都市計画税条例（昭和４５年知立市条例第５４号）の一部を次のように改正する。

附則第７項中「１００分の５」の次に「（商業地等に係る令和４年度分の都市計画税にあっては、１００分の２．５）」を加える。

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議案第 4 3 号

知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 4 月 2 2 日 提出

知立市長 林 郁 夫

知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例の一部を改正する条例

知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正
する条例（令和 4 年知立市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次
の 1 項を加える。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、改正後の第 6 条第 2 項の規定にかか
わらず、同項の規定により算定される期末手当の額から、令和 3 年 1 2 月に支給
された期末手当の額に、1 6 7 . 5 分の 1 0 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、人事院勧告に準じた期末手当の額の調整を行うため必要
があるからである。

議案第 4 4 号

知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正
する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 4 月 2 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条
例の一部を改正する条例

知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例（令
和 4 年知立市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次
の 1 項を加える。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、改正後の第 5 条第 2 項の規定にかか
わらず、同項の規定により算定される期末手当の額から、令和 3 年 1 2 月に支給
された期末手当の額に、1 6 7 . 5 分の 1 0 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、人事院勧告に準じた期末手当の額の調整を行うため必要
があるからである。

議案第 4 5 号

知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 4 月 2 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年知立市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、改正後の第 2 0 条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び知立市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 2 0 条第 4 項から第 6 項まで（知立市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年知立市条例第 2 号）第 1 6 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第 2 6 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 6 項又は知立市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成 1 4 年知立市条例第 8 号）第 5 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和 3 年 1 2 月に支給された期末手当の額に、同月 1 日（同日前 1 か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 1 2 7 . 5 分の 1 5

(2) 給与条例第7条第1項に規定する再任用職員 72.5分の10

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、人事院勧告に準じた期末手当の額の調整を行うため必要があるからである。

議案第 4 6 号

知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 4 月 2 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

知立市国民健康保険税条例（昭和 4 5 年知立市条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「6 3 万円」を「6 5 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「1 9 万円」を「2 0 万円」に改める。

第 2 3 条第 1 項中「6 3 万円」を「6 5 万円」に、「1 9 万円」を「2 0 万円」に改める。

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の知立市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 4 7 号

工事請負契約の一部を変更する契約の締結について

令和 4 年知立市議会 3 月定例会において議決され締結した工事請負契約について、
下記のとおり変更するものとする。

令和 4 年 4 月 2 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

記

- | | | | | |
|---|---------|----------------|---------------------------|--|
| 1 | 工 事 名 | トイレ改修工事（知立中学校） | | |
| 2 | 工 事 場 所 | 知立市 広見二丁目 地内 | | |
| 3 | 請負契約金額 | 変更前 | 金 1 6 3 , 9 0 0 , 0 0 0 円 | |
| | | 変更後 | 金 1 6 5 , 3 0 2 , 5 0 0 円 | |
| | | 増減額 | 金 1 , 4 0 2 , 5 0 0 円 | |

提案理由

この案を提出するのは、知立中学校のトイレ改修工事について、請負契約金額を
変更するため必要があるからである。